

安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

安城市長 三星元人

安城市条例第52号

安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安城市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「（愛知県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合は、保育士又は愛知県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。